

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	④事業の実施場所(任意)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
鷹栖町	<p><b>1 農業分野の働き方改革・農業集落の再生・働き方改革</b></p> <p>～半農半Xのワークスタイル・ライフスタイルの実現と「農」でつながるコミュニティの活性化～</p>	鷹栖町内	<p>農村部の離農者の中古住宅や空家等及びそれに隣接する小規模農地(宅地畑)を、小規模農地付き住宅として取得できる仕組みを創設。</p> <p>例えば、アクティブシニア層等の移住者が、半農半Xなど自らのワークスタイルやライフスタイルに見合う形で、鷹栖町特産「オオカミの桃(トマトジュース)」の原料トマトの養液栽培や家庭菜園などの耕作を行うほか、耕作をしない宅地畑の部分では、東屋(可動性のあるもの)などを設けた庭などとして利用できるようにするなど、多様な農地利用を可能とする。これにより、移住希望者のワークスタイル・ライフスタイルの希望の実現と、農村部の空家・小規模農地の資産価値・魅力を高め、流動化を促進し、空家や農地の荒廃を防ぐ。</p> <p>また、農村部への移住者が、農地をもち、農にゆるやかながらもかかわることで、農を通じた地域住民のつながりを築き、地域コミュニティを維持・活性化させる。</p>	<p>・移住希望者の希望に応じた農地利用の可能性 鷹栖町の農業地帯に魅力を感じ、そこで農とのかかわりや地域との交流をもちながら暮らしたいという移住者のニーズに対し、半農半Xなど自らのワークスタイルやライフスタイルに見合う形で宅地畑(農地)を利用する場合も農地取得をできるようにする。これにより、農業への多様なかかわり方・多様な働き方を実現し、高齢者や女性の労働参加率の向上に相当程度寄与する。</p> <p>また、多様な農業へのかかわり方を認めることで、特産品である「オオカミの桃(トマトジュース)」の原材料確保等につなげる。</p> <p>・農村部の空家・宅地畑の資産価値・魅力を高め、流動化を促進 既存のストックの資産価値・魅力を高めることで、物件の流動化を促進し、住人の確保を円滑にする。これにより、空家や農地の荒廃を防ぎ、周辺の耕作農地に対して良好な環境を維持する。</p> <p>・移住者が農地をもち、ゆるやかながらも農にかかわることで、地域とのつながりを築き、農村地域コミュニティを維持・活性化させる。 農村部の地域コミュニティの維持・活性化は、農業の担い手確保の呼び水効果にもなり、地域の農業振興に相当程度寄与する。</p>	<p>「農地」とは、耕作の目的に供される土地(農地法第2条第1項)とされ、「耕作の目的に供される土地」には、現に耕作されている土地のほか、(略)(休耕地、不耕地)も含まれる(「農地法関係事務に係る処理基準について」農林事務次官通知)とされている。</p> <p>しかし、農地の新規取得に関しては、全部効率利用要件を満たすと認められない場合(農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合)は、許可されない。</p> <p>このため、移住希望者は、離農者の住宅・宅地は取得できても、宅地畑(農地)の一部を適正管理(いわゆる休耕・不耕地の状態)に留めるような全部効率利用要件を満たさない場合は、宅地畑は取得できない。(新規取得の障壁)</p> <p>なお、全部効率利用要件の判断基準として、「近傍の自然的条件及び利用上の条件が類似している農地等の生産性と比較して判断する(「農地法関係事務に係る処理基準について」)」とされている。この点について、鷹栖町内の宅地畑は、傾斜、土性等の自然的条件や農地へのアクセス等の利用上の条件が不利な耕作不適地ではない。</p>	<p>農地法3条2項</p> <p>農地法関係事務に係る処理基準について(農林水産事務次官通知)別紙1、第3、3。(2)</p>	<p>農地法3条2項(農地の取得要件のうち、全部効率利用要件)の見直しにより、耕作者のいなくなった農地及びその住居(中古住宅、空家)について、農地は近隣農家への集約を図りつつも、一部の農地(一定面積以下の小規模な農地)については空家と一体的に小規模農地付きの住宅として再生できるよう、農業委員会が、その裁量により、農地部分について全部効率利用要件を満たさない場合であっても、農地法3条1項の許可をできることとする。</p>
	<p><b>2 地域活性化・雇用創出</b></p> <p>～「北海道の農・鷹栖町の農」の魅力と立地特性を活かした交流拠点の創出～</p>	鷹栖町内	<p>農村集落の既存施設等を活用し、北海道の農・鷹栖町の農の魅力を活かした交流拠点を創出し、旭川地域の観光ルートの魅力を高めるとともに、旭川及びその周辺地だけでは受けきれない宿泊客の受け皿整備を支援する。◀既存特定事業の活用を含む。▶</p> <p>【参考】客室稼働率:102.7%(旭川地区)(出典:上川地域観光動向調査年度集計表(平成27年度)(上川総合振興局)(4～10月))</p> <p>○ 農用地域内における既存ストック(遊休施設)を活用した地産レストランの開業を可能化 ○ 農村部等での中古住宅や空家を活用した民泊施設の開業可能化</p>	<p>既存の特定事業である「地域農畜産物利用促進事業」及び「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」の適用と、これらに関連して市街化調整区域において農用地域内における農業用施設として農業者が設置・管理する農家レストランや民泊施設の建築にかかる開発行為に関して許可申請不要とする特例制度を講じるとともに、全国措置された「農業法人経営多角化等促進事業」等の他の制度も一体的に活用する。</p> <p>これにより、「北海道の農・鷹栖町の農」を観光資源として、農業者の6次産業化や農業関連産業の活性化、雇用創出。農家所得の拡大に相当程度寄与する。</p> <p>「農」の魅力を活かした観光拠点を創出することで、旭川を中心とする観光ルートの魅力をさらに向上させ、圏域全体の交流人口の拡大を通じ、経済活性化と雇用創出に相当程度寄与する。</p> <p>中古住宅や空家、遊休状態の施設等の既存ストックの活用を容易にし、初期コストを引き下げ、参入を促進する。</p>	<p>農用地域内に設置できる農業用施設の対象外であるため、農家レストランを農用地域内に農業用施設として整備できない。</p> <p>旅館業法に基づく民泊施設として既存の中古住宅や空家を利用しようとする場合、初期コスト及び運営コストが大きくなるため、既存ストックの活用が進まない。</p> <p>「地域農畜産物利用促進事業」や「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」に係る建築物等を建築する場合、市街化調整区域域内では、開発行為の許可を受けなければならない(都市計画法第29条第1項)。</p> <p>このため、新規参入のハードルがあがり、農業の6次産業化を困難にしている。</p>	<p>農業振興地域の整備に関する法律3条4号</p> <p>旅館業法2条1項</p> <p>都市計画法29条1項</p>	<p>地域農畜産物利用促進事業(農家レストランの農用地域内設置の容認)(農林水産省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例措置) 農用地域内で農家レストランを設置することができるよう要件緩和する特例の適用。</p> <p>国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(国家戦略特別区域法13条)北海道知事の認定を受けた場合における旅館業法の適用除外の適用。</p> <p>・市街化調整区域において、農用地域内における農業用施設として農業者が設置・管理する、「製造・加工施設」及び「販売施設」、「地域農畜産物利用促進事業」による「農家レストラン」並びに「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」により農業者自らが運営する民泊施設の建築に係る開発行為を、法第29条第1項第2号の「農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物」の建築に係る開発行為として、許可不要とする。</p>
			<p>上記のほか、全国措置化された農業法人経営多角化等促進事業などの他の制度を一体的に活用することで、耕作放棄地の発生を抑制するとともに農業関連産業の活性化による雇用創出を促進する。</p>	<p>農業関連産業を活性化することで、耕作放棄地の発生抑制や雇用創出に相当程度寄与する。</p>			
<p><b>3. 農政新時代</b></p> <p>～ブランド化と生産性向上による農業の国際競争力強化～</p>	鷹栖町内	<p>○スマート農業化(ICTを活用したドローンによる大規模農地の生産管理システム、畜獣対策等)の導入促進を図り、農地の大規模化に応じた生産体制の構築を目指す。また、ドローンの運用に当たっての安全性の確保を目指す。</p> <p>○特定実験試験局制度の活用により、鷹栖町の大規模圃場におけるスマート農業化等に係る新技術の実証実験(実験圃場の測量と画像記録解析、圃場モニタリング等)を時機を逃さず実施できる環境を整備し、実用化に向けた動きを加速させる。◀既存特定事業▶</p>	<p>ドローンの導入を加速させることにより、農地の大規模化と農産物の質の維持・向上の両立を図る。</p> <p>これにより、農業生産性の向上と、農業の国際競争力の強化に相当程度寄与する。</p> <p>ドローンの運用に当たって安全性の確保に資することで、住民理解を醸成し、さらなるドローンの活用促進に相当程度寄与する。</p>	<p>現行制度では、ドローンの使用について農業散布や目視外飛行、夜間飛行等を行う場合は、国土交通大臣への申請と承認が必要であり、その承認の有効期間は最大で1年間となっている。</p> <p>また、申請時に操縦者の知識、経験等や機体の保守・管理状況についても記載することになっているが、記載どおりかの確認が難しい。</p>	<p>航空法132条の2</p> <p>特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示</p>	<p>航空法132条の2に規定される国土交通大臣の承認に係る申請手続を簡素化(承認に要する期間の短縮と承認期間の延長、申請書類の簡素化)。</p> <p>また、この申請手続の簡素化の適用を受けようとする場合における、操縦者にかかる免許制度と機体に関する登録制度の導入。</p> <p>「国家戦略特別区域に係る特定実験試験局の取扱いについて(通達)」の適用。</p>	
<p><b>4. 介護離職ゼロ</b></p> <p>～高齢者も家族も安心できる介護基盤の整備～</p>	鷹栖町内	<p>保育士資格を保有しながらも保育の現場から離れている者が、新たに介護福祉の現場でも活躍できる仕組みを設け、介護の担い手のすそ野を拡大する。</p> <p>保育士資格をもって保育施設で勤務した経験の価値を高める。</p> <p>高齢者が安心して暮せ、用介護者の家族が仕事等と介護との両立に悩まずに活躍できる基盤を構築する。</p>	<p>保育士資格を保有しながらも保育の現場から離れている者が、新たに介護福祉の現場でも活躍できる選択肢を設けることで、介護の担い手のすそ野を拡大。労働参加率の向上など一億総活躍社会の実現に相当程度寄与するとともに、介護基盤の強化により介護離職ゼロに相当程度寄与する。</p>	<p>現行制度では、介護福祉士国家試験の受験資格を得るためには、①実務経験ルート(実務経験3年以上かつ実務者研修十介護職員初任者研修等の修了)、②福祉系高校ルート、③養成施設ルートのいずれかに該当する必要がある(社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項)。</p> <p>このうち、①実務経験ルートによる場合、その実務経験として、保育士資格により、知的障害者施設等で介護等の業務に従事した期間はカウントされるが、認可保育所で勤務した期間はカウント対象外となっている。</p> <p>なお、③養成施設ルートによる場合に、指定保育士養成施設の卒業生が、介護福祉士養成施設の養成課程で学ぶ場合には一部科目の履修免除措置がされている(1,800時間→1,155時間)。</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士法40条</p>	<p>介護福祉士国家試験の受験資格に関し、実務経験ルートにより受験する場合に、その実務要件(3年以上)について、保育士が認可保育所において保育の業務に従事した期間を加える特例を設け、その特例を利用して国家試験に合格した場合には、地域限定の介護福祉士として認定する。</p> <p>また、地域限定の介護福祉士としての実務経験を一定年数経た場合には、介護福祉士として認定する。</p>	